

平成30年2月9日

NHK経営計画（2018－2020年度）・平成30年度予算案に対する見解

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は、2月9日国会に提出された平成30年度NHK予算案と、先に公表されたNHK経営計画（2018－2020年度）について下記の見解を表明する。

NHKを巡っては、平成29年度予算案承認の際、参院総務委員会から「インターネット常時同時配信を含む（日本放送）協会の業務範囲の在り方については（中略）受信料制度及びガバナンスの在り方とともに丁寧に検討を進めること」とする決議が全会一致で付されている。前・現総務大臣も昨年来「業務・受信料・ガバナンスの三位一体改革」が必要としており、NHKは立法・行政の双方から改革を求められてきた。にもかかわらずNHKが今回示した予算案・経営計画には、新規事業の追加や受信料減免などは盛り込まれたものの、抜本的に業務範囲と受信料水準を見直す視点が欠けている。その結果、NHKがインターネットを活用し目指すという「公共メディア」の具体像がみえないまま、肥大化の懸念だけが強まる内容となった。

予算案・経営計画は、インターネット活用業務について「東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年に向けてサービスの拡充に取り組む」とし、その予算は30年度が156億円（受信料収入の2.2%）と見込んだ。サービスの拡充に伴い31、32年度は予算額の増加が見込まれる。この予算にはNHKが31年度中に開始を希望している常時同時配信に必要な費用は含まれておらず、仮に実現した場合の費用は総務大臣が認可した「NHKインターネット実施基準」が定める上限（2.5%）を超える恐れがある。

NHKは、昨年秋に実施した実証実験「試験的提供B」で、常時同時配信と見逃し動画配信を一体のサービスとして提供した。NHKは常時同時配信の主たる財源に受信料収入を充てる考えを示しているが、見逃し動画配信サービス「NHKオンデマンド（NOD）」は、市場の公正競争に影響を及ぼす恐れがあるとして受信料収入とは別の会計で運営されている。NHKがこうした制度上の齟齬を整理しないまま二つのサービスを一体提供したことに、動画配信事業者から懸念の声が上がった。常時同時配信の必要性そのものを疑問視する声も根強い。

当委員会は、メディアの多様性・多元性が担保され、視聴者・国民の情報選択に資する限りにおいてNHKのインターネット活用を容認してきた。しかし、その業務は総務省「放送政策に関する調査研究会」が示した「公共性が認められること」「放送の補完の範囲にとどまること」「市場への影響（の配慮）」という3原則の範囲内にとどまることが大前提だ。前

述した予算上限や別会計という枠組みは、NHKが必要以上に肥大化しないための防波堤として有効に機能している。NHKは、視聴者・国民の需要を正確に見極めると同時に、放送法をはじめとするさまざまな枠組みを順守し、抑制的な業務と予算執行に努めるべきだ。

他方、予算案・経営計画は、29年度末時点の内部留保が「建設積立資産」「財政安定のための繰越金」合わせて2631億円に達するとの見通しを示す一方、受信料水準の抜本的な見直しを見送った。NHKが本社屋にあたる「放送センター」の建て替えに着手しており、今後多額の設備投資を必要とすることは理解できる。しかし平成29年度だけで98億円の収支差金（黒字）が発生し、30年度以降も受信料収入が増加を続ける見通しであることを考えれば、現在の受信料水準の適正性には疑義がある。総務大臣が本予算案に対し、値下げを前提とした受信料水準の見直しを強く求める意見を付したのは当然だ。NHKは早期に放送センター建設費用を確定させたうえで、視聴者・国民の負担を減らしつつ公平負担を実現する新たな受信料体系を示すべきだ。

NHKを巡っては、近く4K・8K放送開始に伴う放送波の増加や子会社の統合なども予定されている。NHKは予算案・経営計画で「公共放送から“公共メディア”への進化」を目指すとした。そうであれば、こうした機会を放送波の整理・統合や子会社改廃などの機会と捉え、視聴者・国民の立場に立って業務・受信料・ガバナンスの在り方を不断に見直すことを強く求めたい。

以 上